4【受託者、委託者及び関係法人の情報】
⑴【受託者の状況】
①【資本金の額】
②【事業の内容及び営業の状況】
③【経理の状況】
④【その他】
⑵【委託者の状況】
①【会社の場合】
イ【資本金の額】
ロ【事業の内容及び営業の状況】
ハ【経理の状況】
ニ【その他】
②【会社以外の団体の場合】
イ【団体の沿革】
ロ【団体の目的及び事業の内容】
ハ【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
ニ【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
③【個人の場合】
イ【生年月日】
ロ【本籍地】
ハ【職歴】
ニ【破産手続開始の決定の有無】
⑶【その他関係法人の概況】
①【名称、資本金の額及び事業の内容】
②【関係業務の概要】
③【資本関係】
④【役員の兼職関係】
⑤【その他】
5【参考情報】
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
ｂ　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
ｃ　本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
ｄ　会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
ｅ　提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式中「３　信託財産の経理状況」の次に「３の２　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
ｆ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
ｇ　半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式及び第十二号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
⑵　損失及び延滞の状況
半期報告書提出日前１年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。⑶及び⑷において同じ。）について、第六号様式の「記載上の注意」⑵に準じて記載すること。
⑶　収益状況の推移
半期報告書提出日前１年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」⑵に準じて記載すること。
⑷　買戻し等の実績
半期報告書提出日前１年以内に開始した計算期間について、第九号の二様式の「記載上の注意」⑷に準じて記載すること。
第十一号の⑴様式記載上の注意⑴ｂ中「提出会社」を「提出者」に、「特定預託証券等」を「特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券」に、「本様式」を「この様式中」に改め、同記載上の注意⑴の次に次のように加える。
ｅ　提出者が、法第24条の５第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下ｅにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
第十一号の⑴様式記載上の注意⑶中「貸付債権に係る債務者が」を「内国抵当証券に表示される貸付債権に係る債務者が」に改める。
第十一号の四様式記載上の注意⑴ｂ中「提出会社」を「提出者」に、「特定預託証券等」を「特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券」に、「本様式」を「この様式中」に改め、同記載上の注意⑴に次のように加える。
ｅ　提出者が、法第24条の５第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下ｅにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
第十一号の四様式記載上の注意⑶中「貸付債権に係る債務者が」を「外国抵当証券に表示される貸付債権に係る債務者が」に改める。
第十一号の五様式記載上の注意⑴に次のように加える。
ｆ　提出者が、法第24条の５第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下ｆにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
第十一号の五様式記載上の注意⑵中「組合等」の次に「（第六号の五様式「記載上の注意」⑴ｆに規定する組合等をいう。⑷ａにおいて同じ。）」を、「直近３中間会計期間」の次に「（事業年度開始日から起算して６月を経過する日までの期間をいう。⑴、㈿及び⑭において同じ。）」を加え、「以下この様式」を「㈿及び⑿」に改め、同記載上の注意⑶中「会計期間」を「事業年度」に、「中間貸借対照表日」を「当該事業年度開始日から起算して６月を経過する日」に改め、同記載上の注意⑭中「会計期間」を「事業年度」に改める。
第十一号の六様式記載上の注意⑴に次のように加える。
ｉ　提出者が、法第24条の５第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下ｉにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
第十一号の六様式記載上の注意⑵中「組合等」を「外国組合等（第六号の六様式「記載上の注意」⑴ｉに規定する外国組合等をいう。⑷ａ及び⑿において同じ。）」に改め、「中間会計期間」の次に「（事業年度開始日から起算して６月を経過する日までの期間をいう。）」を加える。
第十二号の⑴様式記載上の注意⑶中「記載上の注意」を「「記載上の注意」」に改める。